

2026 年度マーケットインによる市場開拓プロジェクト

【農林水産・食品分野】

2026 年 8 月 6 日

独立行政法人日本貿易振興機構

香港事務所

独立行政法人日本貿易振興機構香港事務所（以下「ジェトロ」という）では、日本企業等（日本からの農林水産・食品の輸出に取り組む企業・業界団体、関係機関等）による農林水産・食品分野の海外市場開拓を支援するため、戦略的に輸出拡大を目指す国・地域・分野については、購買案件発掘に特化した業務を委託できる個人又は法人を募集いたします。

応募を希望される場合は、下記の要領に基づき応募書類をご提出ください。

記

1. 事業目的：

海外の有力・有望バイヤーの発掘および購買案件を積極的にヒアリングし、日本企業等との商談マッチングおよび取引創出の支援を行うことで、成約金額または新市場の開拓の実現ないしは見込みを含む輸出成果の創出・拡大を目指す。

2. 業務委託内容：

(1) 専門分野

農林水産・食品

(2) 対象国・地域（カバーエリア）

中華人民共和国香港特別行政区及びマカオ特別行政区

(3) 業務委託項目

海外の有望バイヤー発掘およびその調達ニーズを積極的にヒアリングし、日本企業等との商談マッチングおよび取引創出を支援するため、以下の業務を行う。業務実施にあたってはジェトロ本部およびジェトロ海外事務所（以後、ジェトロ）による指示・確認のもと、以下の業務を実施する。業務委託契約は管轄のジェトロ海外事務所が契約元となる。

業務内容	
① 事業設計（企画立案）	A. 企画立案（計画スケジュール、ターゲットとするバイヤー、対象品目・分野、日本企業等との商談マッチング件数、今後1年間の取引額見込等）
② ビジネスマッチング支援業務	A. 現地バイヤーの発掘および調達ニーズのヒアリング (バイヤーの調達ニーズ刈り取りのためのヒアリング)
	B. 現地バイヤーの引き合い情報の作成・提供 (バイヤー情報および引き合い情報の取りまとめ等)
	C. 現地バイヤーへの商品提案 (日本企業の商品を現地バイヤーに提案、商談先の選定等)

	※1 件につき目安 10 社
	D. 商談アレンジ/アポイントメント取得
	E. 商談同席・サポート
	F. 商談フォローアップ (商談後、現地バイヤーに連絡し進捗や成約の可能性についてヒアリング) 原則 1 バイヤーにつき 1 件

【業務詳細】

① 事業設計（企画立案・調査）

A. 企画立案

本事業の目標である海外の有望バイヤーを発掘・調達ニーズを積極的にヒアリングし、日本企業等との商談マッチング支援を通じた輸出成果の創出・拡大のため、計画スケジュール、ターゲットとするバイヤー、対象品目・分野、日本企業との商談件数（見込み）、など大枠の設計を行う。

② ビジネスマッチング支援業務

ジェトロの指示、確認のもと、現地バイヤーの発掘、調達ニーズのヒアリングおよび日本企業との商談アレンジ・同席等を行うことにより個別にマッチング支援を行う。各業務については、ジェトロ当該事務所の了解のもと実施することとし、ジェトロ所定のフォームにて報告があったものに報酬を支払うこととする。主な業務内容は以下の通り。

なお、ジェトロの要請によりジェトロ主催の事業と連携を図る場合もある。

A. 現地バイヤーの発掘、調達ニーズのヒアリング

ターゲットとする現地バイヤーを発掘・調達したい日本産の農林水産物・食品の有無をヒアリング。

調達を希望する品目、商品、量、希望納期、取引条件、販売先等についてできるだけ詳しくヒアリングすること。

併せて日本企業に提示できるように現地バイヤーの基礎情報（企業情報、既存の取引先や商流、指定商社や物流業者の有無など）も収集する。

なお、現地バイヤーの調達ニーズを収集するにあたって、ジェトロが保有するデジタルツール（Japan Street や E-venue 等）も適宜活用すること。

B. 現地バイヤーの引き合い情報の作成・提供

A.で行ったヒアリングを取りまとめの上ジェトロに提供する。発掘したバイヤー情報・調達ニーズを指定のフォーム（海外バイヤー引き合い案件データシート（日本語で提出））にて提出する。

C. 現地バイヤーへの商品提案

B.で発生したバイヤーからの調達ニーズに対し、ジェトロから提示された日本企業の商品情報を現地バイヤーに提案する。また、現地バイヤーから希望があれば、商談先の選

択をバイヤーと共に行う。1 件につき目安 10 社。

D. 商談アレンジ/アポイントメント取得

日本企業等と現地バイヤーとの商談をアレンジする。

E. 商談同席・サポート

商談に同席し、商談をサポートする。（商談はオンラインを想定）

F. 商談後フォローアップ

商談後に現地バイヤーに対し、提案商品の関心・コメント、商談進捗状況、取引の可能性や成約金額等を確認するフォローアップのヒアリングを行う。原則 1 バイヤーにつき 1 件。
但し、一回目の商談で最終的に成約に至らず、例えば 1 か月後に再度別のサプライヤーと商談を行った場合は新たにフォローアップ必要があるため、2 回目の商談フォローアップとして別途 1 件とカウントすることも可。

(4) 報告書

活動実績について月次報告書を作成し、当月分は翌月 7 日（2027 年 3 月分は同月 19 日）までに当該のジェトロ事務所に提出する。報告書の様式はジェトロが定めるものとする。発掘したバイヤー情報については別フォーム（海外バイヤー引き合い案件データシート（日本語の提出必須））にて提出する。

(5) その他

関連する業務出張に係る経費(交通費、宿泊費等)はジェトロ規程に基づきジェトロが負担。業務出張時はコーディネーターの私用による迂回は原則できない。

3. 使用言語：

日本語、中国語（広東語）

4. 募集人数：

2 名

5. 業務委託料（税込み）：

- (1) 業務が生じた際の単価は下記のとおりとする。ただし、年間 70,000 香港ドルを超えないものとする。年間 70,000 香港ドルの支払いを保証するものではない。なお、1 名あたりの上限額を 35,000 香港ドルとする。年間 35,000 香港ドルの支払いを保証するものではない。
- (2) 日本国内業務については、日本の税法に基づき所得税が課税される。所得税はジェトロが源泉徴収する。(免税・減税対象国を除く)
- (3) 業務件数・時間数等については、ジェトロからの事前の指示と対応に基づき、決定することとする。
- (4) 電話代・コピー代など事務経費については、業務委託料に含むものとし、ジェトロは負担しな

い。移動時間他、交通費等の実施に係る経費は、特段の記載がない業務については業務委託料に含まれる。

通貨単位：香港ドル

業務内容		単価
① 事業設計 (企画立案)	A. 企画立案（計画スケジュール、ターゲットとするバイヤー、対象品目・分野、日本企業等との商談マッチング件数、今後1年間の取引額見込等）	1,000/1 件
② ビジネス マッチング 支援業務	A. 現地バイヤーの発掘および調達ニーズのヒアリング (バイヤーの調達ニーズ刈り取りのためのヒアリング)	500/1 社
	B. 現地バイヤーの引き合い情報の作成・提供 (バイヤー情報および引き合い情報の取りまとめ等)	500/1 件
	C. 現地バイヤーへの商品提案 (日本企業の商品を現地バイヤーに提案) ※1 件につき目安 10 社	300/1 件
	D. 商談アレンジ/アポイントメント取得	300/1 件
	E. 商談同席・サポート	400/1 件
	F. 商談フォローアップ (商談後、現地バイヤーに連絡し進捗や成約の可能性についてヒアリング) 原則 1 バイヤーにつき 1 件.	500/1 件

※旅費・交通費等について

*ジェトロ規程に基づく出張が発生する場合は出張に係る経費(旅費、宿泊費等)をジェトロが負担する。

3. 支払い方法

- (1) 委託業務が発生した月単位で、月次報告書及び交通費その他の証憑の提出に基づき、ジェトロにて確認後、確定した金額を受託者に通知する。
- (2) 受託者は同通知額に基づき、支払請求書をジェトロに送付する。
- (3) ジェトロは同請求額を指定された受託者の口座に（通貨）建てで支払う。

4. 応募資格：

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 法人の場合は香港に現地法人又は支店を有し、従事予定者は香港に居住していること。個人の場合は香港に居住していること。
- (2) 事業に必要とされる専門性と申請者の専門分野が合致していること。
- (3) 当該専門分野での業務経験が3年以上であること。
- (4) 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- (5) 刑事罰を受けておらず、若しくは、刑事手続が行われていないこと、又は民事上の紛争が生じていないこと。

- (6) 本事業及び他ジェットロ事業で契約実績のある場合、契約期間中に重大な問題、又は事務手続き、業務報告などで重大な問題を起こしていないこと。
- (7) 本事業に対して十分業務時間が確保でき、ジェットロからの要望に素早く対応できること。
- (8) 必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。

8. 応募方法：

別添の「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、ジェットロ香港事務所宛に電子メールで提出してください。応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資料があれば添付してください。

9. 選考方法：

第一次選考：書類審査

第二次選考：面談（書類審査の上、別途日時・場所を連絡します）

選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、採択者を決定します。

- (1) 本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性
- (2) 本事業で求められる専門知識・人脈の有無
- (3) 過去の同様の業務の実績・経験（国内外は問わない）
- (4) カバーエリアにおける販路開拓のためのマーケティング経験
- (5) 相談対応業務、ビジネスマッチング支援対応への機動力
- (6) 本事業の趣旨に沿った形で、日本語及び英語による業務が可能であること

※選考結果については採否のみを応募者に通知します。採否理由はお答えできません。
また、提出書類は返却できません。

10. 応募期間：

2026年8月6日（木）～8月19日（水）

11. 契約形態・業務委託期間：

- (1) 契約形態：ジェットロと採択者（個人又は法人）との間で業務委託契約書を締結
- (2) 業務委託期間：契約締結日～2027年3月31日

12. 個人情報の取り扱い：

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、業務委託先選定のために利用します。

13. 留意事項

- (1) 受託者は、ジェットロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。
- (2) 受託者は、事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられています。
- (3) 受託者は、ジェットロの定める業務報告書などをジェットロの求めに応じて提出していただきます。なお、当該業務報告書及び作成資料の知的所有権および事業成果はジェットロに帰属します。

14. 応募先・お問い合わせ：

ジェトロ香港事務所 担当：川上、吉野

E-mail：Hideo_Kawakami@jetro.go.jp、Koichiro_Yoshino@jetro.go.jp

TEL：(852) 2501-7224

以 上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報又は公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合

には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上